

平成25年6月閣議決定 「世界最先端IT国家創造宣言」

平成32年には

- ・テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍
- ・週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上



平成29年5月閣議決定 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

平成32年には

- ・テレワーク導入企業を平成24年度比¹で3倍。
- ・雇用者のうち、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を、平成28年度比で倍増²。

以上を通じて働く者にとって効果的なテレワークを推進。

¹ 平成24年度は11.5%(通信利用動向調査)。

² 平成29年度において、世界最先端IT国家創造宣言に基づき、「週1日以上終日在宅」のテレワークのみならず、時間単位の在宅勤務や自宅外でのモバイルワークなど柔軟な働き方が進みつつあることから、従前の同宣言におけるKPIを再設定することとした。平成28年度の雇用型テレワーカーの割合については7.7%(テレワーク人口実態調査)。

平成29年5月閣議決定「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

Ⅱ-1-(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第17条、18条関係】(抄)

・ テレワークの普及

- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスの整備等を通じて、平成32年におけるKPIの目標値達成を図る。
- 国家公務員については、平成32年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。
- 働き方改革の一助となり、労働者、事業者、その顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI(進捗):平成32年には、テレワーク導入企業を平成24年度比¹で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比²で倍増

KPI(効果):働く者にとって効果的なテレワークを推進

¹ 平成24年度のテレワーク導入企業率は11.5%(通信利用動向調査)

² 平成28年度の雇用型テレワーカーの割合は7.7%(テレワーク人口実態調査)

○用語集におけるテレワークの用語解説

テレワークとは、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、ICTを活用して、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと(例:在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務)を言い、自営型テレワークとは、ICTを活用して、請負契約等に基づき、遠隔で、個人事業者・小規模事業者等が業務を行うこと(例:SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング)を言う。